

令和6年12月27日制定

1. 目的

国立大学法人福岡教育大学（以下、「本学」という。）は、九州・沖縄地方における教員養成の拠点大学としての責務を果たすため、教育に関する幅広い研究を行い、国内及び世界の教育機関と学術交流を推進し、その成果を基に、学生に豊かな教養と深い専門知識及び技能の獲得を促すとともに、学校現場における豊かな体験を得る機会を創出することを目標としている。また、全ての構成員がその能力を十分に発揮できるよう、不断の自己改革に努めることを基本理念としている。そのため、本学の真摯な研究過程に基づいて収集・生成される多様な研究データを適切に保存・管理し、本学の将来への知的資源とするとともに、可能な限り利活用を図り、教育現場等（教育委員会、教育センター、国立大学附属学校、公立小・中学校等）へ還元し、共有することで、本学の発展はもとより、教育現場等との高度な連携と地域社会の発展に寄与することができる。

以上を鑑み、本学が教員養成大学として教育現場等との連携の高度化と地域社会の発展に寄与するため、本学における研究活動を通じて取得した研究データを管理、利活用するための基本方針として、国立大学法人福岡教育大学研究データポリシー（以下、「本ポリシー」という。）を以下のとおり定める。

2. 研究データの定義

本ポリシーにおいて、研究データとは、本学における研究活動を通じて研究者が収集・生成したデータを指し、デジタル・非デジタルを問わないものとする。このうち、本ポリシーにおける管理対象は、研究者自らが管理対象と定めたデジタルの研究データとする。

3. 研究者の定義

本ポリシーにおいて、研究者とは、本学に勤務する教職員等、本学において研究活動に携わる全ての者をいう。

4. 研究者の責務

研究者は、自らが収集・生成した研究データを管理する権限を有するとともに、関係する法令、契約、倫理規範等に従って適切に管理する責務を負う。また、管理する研究データが可能な限り利活用されるよう努める。

5. 大学の責務

本学は、研究データの最終的な管理責任を負うとともに、研究データ管理・利活用のための支援環境を整える。

6. その他

本ポリシーは、別に定める場合を除き、令和7年4月1日から適用する。また、本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

本解説は、ポリシー本文の補足的解説として、ポリシー本文の意味、根拠、留意事項等を記載したものである。

1. 目的

国立大学法人福岡教育大学（以下、「本学」という。）は、九州・沖縄地方における教員養成の拠点大学としての責務を果たすため、教育に関する幅広い研究を行い、国内及び世界の教育機関と学術交流を推進し、その成果を基に、学生に豊かな教養と深い専門知識及び技能の獲得を促すとともに、学校現場における豊かな体験を得る機会を創出することを目標としている。また、全ての構成員がその能力を十分に発揮できるよう、不断の自己改革に努めることを基本理念としている。そのため、本学の真摯な研究過程に基づいて収集・生成される多様な研究データを適切に保存・管理し、本学の将来への知的資源とするとともに、可能な限り利活用を図り、教育現場等（教育委員会、教育センター、国立大学附属学校、公立小・中学校等）へ還元し、共有することで、本学の発展はもとより、教育現場等との高度な連携と地域社会の発展に寄与することができる。

以上を鑑み、本学が教員養成大学として教育現場等との連携の高度化と地域社会の発展に寄与するため、本学における研究活動を通じて取得した研究データを管理、利活用するための基本方針として、国立大学法人福岡教育大学研究データポリシー（以下、「本ポリシー」という。）を以下のとおり定める。

本ポリシーは、本学の理念の基に策定するものであることを示した。

2. 研究データの定義

本ポリシーにおいて、研究データとは、本学における研究活動を通じて研究者が収集・生成したデータを指し、デジタル・非デジタルを問わないものとする。このうち、本ポリシーにおける管理対象は、研究者自らが管理対象と定めたデジタルの研究データとする。

研究データは、本学における研究活動の過程で研究者によって収集・生成されたデータを指し、研究分野によって差異があるものの、一般的に、以下のようなものが含まれると考えられる。

- ・研究において収集・生成された観測データ・試験データ・調査データ・研究助成関連書類等の一次データ等
- ・一次データを分析・処理して生成された加工データ及び解析データ等
- ・研究の再現性を担保するための実験ノート・プログラム等の資料等

- ・ 研究論文や学術講演等、社会に公開した研究成果の基本根拠となるデータ等

また、研究者が以前に在籍した機関で収集・生成した研究データであっても、本学在籍中にこれらを保持している場合には、本ポリシーの対象となる。

さらに、本学として支援環境を整備し、研究者に提供することや、公開可能な研究データについては広く利活用に供することを考慮して、管理対象とするデータとしては、研究データのうちデジタルの研究データを対象とする。

3. 研究者の定義

本ポリシーにおいて、研究者とは、本学に勤務する教職員等、本学において研究活動に携わる全ての者をいう。

「研究者」とは、本学において研究活動を行う者（本学の役員・教員・職員、学部及び大学院で研究指導を受ける学生・研究生、科目等履修生、特別聴講学生ならびに雇用関係はないが本学が受け入れる研究員）など、本学における研究に携わる全ての者をいう。

4. 研究者の責務

研究者は、自らが収集・生成した研究データを管理する権限を有するとともに、関係する法令、契約、倫理規範等に従って適切に管理する責務を負う。また、管理する研究データが可能な限り利活用されるよう努める。

研究データの「管理」とは、研究データの収集・生成、整理・加工、解析・分析、保存、公開・破棄等、研究活動の開始から終了後までを含む研究データに関わる一連の活動全般を指す。

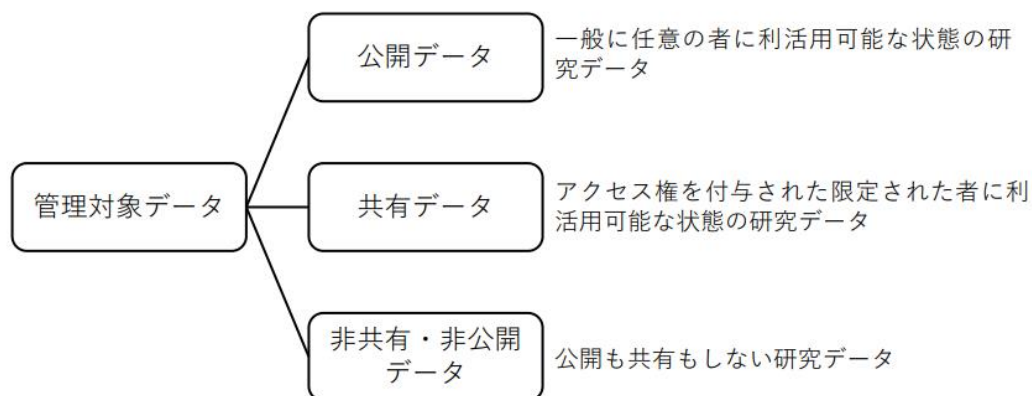
研究分野によっては、研究データの特質や研究データの管理方法、利活用の状況が異なるため、各研究者が管理することが適切である。そのため、研究者は、自身の研究の公正性や研究データの正確性・完全性・追跡可能性を担保するため、適切に研究データを管理する責務を負う。したがって、適宜、研究データ管理計画（データマネジメントプラン：DMP）を策定し、それに沿って研究データの管理を行うことが望ましい。

研究データの「利活用」とは、当該研究データを適切に管理する責務を有する研究者以外の者が利用できる状態にすることを指す。

利活用には、利用者や利用目的・利用方法等に関する条件の有無等により、様々な様態があり得る。ここでは、インターネット上で、無料で利用できる状態にすることで利用者を限定しない「公開」と、条件を満たした利用者限定する「共有」を含む概念とする。

また、法令・契約・学内規則・各研究分野において要求される倫理規範等を遵守し、利活用の対象とすることの是非の判断、利活用に当たっての条件の設定等を適切に行わなければならない。

したがって、研究者は、研究データのうち、本ポリシー及び公的資金配分機関の基準等に基づいて、管理対象データの範囲を定めるとともに、オープン・アンド・クローズ戦略に従い、管理対象データのうち、研究データの特性から公開あるいは共有するものと、非共有・非公開にするものに区別し、公開・共有が可能な研究データについては、可能な限り利活用を促し、研究の発展と社会への還元を進めることをめざす。



※「公的資金による研究データの管理・利活用に関する進捗と事例～研究データ～2023～」より抜粋

研究者は、異動または退職する際、その管理する研究データの取り扱いをあらかじめ決めなければならない。法令・契約・学内規則等において定めがある場合には、それらが優先される。

5. 大学の責務

本学は、研究データの最終的な管理責任を負うとともに、研究データ管理・利活用のための支援環境を整える。

研究データの最終的な管理責任としては、主に以下のことを想定している。

- ・研究の根拠データに対する開示請求があり、当該の研究者がそれに応えられない、あるいは、それを拒否した場合、例外的に本学が判断して、必要であればそのデータを開示する。

また、本ポリシーを踏まえ、本学は研究者が研究データを適切に管理・利活用することを支援し、その環境を整え、研究を更に発展させることを目的として、主に以下のことに取り組むこととする。

- (1) 研究データの管理・利活用等を推進するための情報基盤を提供する。
- (2) 研究データ管理計画（DMP）の作成を支援する。
- (3) 研究データを保存、利活用するための機関リポジトリを提供する。
- (4) 研究データに付与するメタデータの作成を支援する。
- (5) 研究データの管理、利活用に関わるガイドラインを定める。
- (6) 研究データの管理、利活用に関して啓発する。

6. その他

本ポリシーは、別に定める場合を除き、令和7年4月1日から適用する。また、本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

研究データの管理・利活用のあり方は、社会環境や状況の変化により多大な影響を受けるものであり、適宜見直しを行うものとする。